

天草市小規模工事等契約希望者登録申請の手引き

1 制度の目的

市が発注する小規模な建設工事及び建設工事に係る修繕について、市の入札参加資格申請が困難な市内に主たる事業所を置く小規模事業者を登録し、これに登録された事業者の積極的な活用を図ることにより、当該事業者の受注機会を拡大するとともに、市内経済の活性化を図ることを目的とするものです。

2 制度の対象となる契約等

- (1) 小規模工事等の契約対象になる契約は、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであって、契約金額が50万円以下のものです。
- (2) 契約の方法は原則として複数の登録業者等から見積書を提出していただき、最低の価格の見積書を提出した業者と契約することとなります。
また、見積を依頼されても辞退することは自由ですが、必ず発注課へ辞退届の提出をお願いします。
- (3) 制度の目的から、契約した小規模工事等については、**自ら施工することが原則となりますので、一括下請負（丸投げ）や市が認めた場合以外の下請負はできません。**このため、希望業種は自ら施工できる業種としてください。
- (4) 契約の履行は、天草市契約規則、その他関係法令に基づき信義に従い誠実に履行してください。

3 登録できる方・できない方

- (1) 登録できる方
天草市内に主たる事業所または住所を有する事業者です。経営組織、従業員数等は問いません。ただし、次の(2)に該当する方は登録することができません。
- (2) 登録できない方
次の各号のいずれかに該当する方は、登録することができません。
 - ① 心身の故障により小規模工事等を適正に行うことができない方または破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
 - ② 天草市工事入札参加者資格審査格付要綱に基づく入札参加資格の有資格者
 - ③ 希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない方
 - ④ 市税を滞納している方
 - ⑤ 公共発注の相手方として不適当と認められる方

4 登録申請の方法

登録を希望される方は、登録申請書に次に掲げる書類を添付し提出してください。

- (1) 市税滞納有無調査承諾書
- (2) 登記事項証明書（登録を希望する方が法人の場合）
- (3) 戸籍の身分証明書（登録を希望する方が個人の場合）
- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格・免許等を証明する書類の写し

※ 身分証明書などは本人以外の方が申請する場合は委任状が必要になります。身分証明書は本籍地の役所（役場）で申請することになります。

5 登録の申請

登録の有効期間は、申請された日の属する月の翌月初日から令和9年5月31日までです。その後、登録を希望される際は、2年ごとに申請が必要になります。

申請書の配付及び受付は、本庁契約検査課で行います。市のホームページから申請関係書類をダウンロードすることもできます。

6 名簿の活用及び公表

小規模工事等契約希望者登録者名簿は庁内（出先機関含む）に公表し、小規模工事等の業者選定に活用されます。

また、契約制度の透明性確保のために、閲覧にて一般にも公表します。あらかじめご了承ください。

ただし、この名簿に登録されても指名や契約を約束するものではありません。

7 登録事項の変更等

登録名簿に登録された後で、登録事項に変更があった時や、事業を廃止、又は登録を辞退したい時には、天草市小規模工事等契約希望者登録変更届、または天草市小規模工事等契約希望者廃止・辞退届を速やかに提出してください。

8 登録の取消し

登録名簿に登録された事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消します。

- (1) 3の(2)のいずれかに該当するようになった場合
- (2) 倒産し、または破産した場合
- (3) 受注に関し不正又は不誠実な行為があった場合
- (4) 廃止・辞退届が提出された場合

9 契約の締結

契約を締結することになった場合は、発注課の指示に従って必ず書面（請書）により契約してください。なお、契約保証金は免除します。

なお、契約締結後（発注後）の辞退はできませんのでご注意ください。もし、辞退があった場合は8の(3)に該当するものとして登録を取り消すこともあります。

10 請負代金の支払い

施工完了後の検査に合格後（手直しがあった場合はその完了後）、請求に基づき支払います。支払いは正当な請求を受けた日から30日以内です。なお、前払金や部分払金はありません。

《問合せ先》

天草市役所

総務部契約検査課 物品契約係

住所 〒863-8631 天草市東浜町8番1号

TEL 24-8823（直通）

FAX 24-3501

小規模工事等業種分類別必要とする資格確認表

注:軽微な建設工事のみ請け負う営業は建設業の許可を必要としない。

[軽微な建設工事とは]

- (1)建築一式工事～請負額(税込み)が1,500万円に満たない工事又は木造住宅(主要構造部が木造で延べ面積の1/2以上を居住の用に供するもの)で延べ面積が150平方メートルに満たない工事
 (2)その他建設工事～1件の請負金額が500万円に満たない工事

番号	業種	分類	営業の際に必要なとする資格
1	建築一式工事	建物修繕工事で工事の種類が複数に及ぶもの	上記(1)のとおり
2	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事等	500万円未満の軽微な工事は、無許可で受注できる。
3	左官工事	左官工事、モルタル工事、吹付け工事等	500万円未満の軽微な工事は、無許可で受注できる。
4	電気工事	照明設備工事、送配電線工事、構内電気設備工事等	電気工事業者登録が必要 主な要件～「主任電気工事士」を営業所ごとに置かなければならない。次のどちらかを満たす必要あり ・第1種電気工事士免状所持者 ・第2種電気工事士免状交付後、電気工事に関し3年以上の実務経験を有する者
5	管工事	冷暖房設備工事、空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、ガス管配管工事、浄化槽工事等	500万円未満の軽微な工事は、無許可で受注できる ただし、 浄化槽工事は浄化槽設備士を設置したうえで浄化槽工事業者登録が必要 土木工事業、建築工事業又は管工事業の建設業許可を受けている者は、特例浄化槽工事業者の届け出が必要
6	タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み工事、タイル張り工事、れんが積み工事等	500万円未満の軽微な工事は、無許可で受注できる
7	板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事等	500万円未満の軽微な工事は、無許可で受注できる。
8	ガラス工事	ガラス加工取付け工事等	500万円未満の軽微な工事は、無許可で受注できる
9	塗装工事	塗装工事、ライニング工事、布張り仕上げ工事等	500万円未満の軽微な工事は、無許可で受注できる
10	内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、内装間仕切り工事、たたみ工事等	500万円未満の軽微な工事は、無許可で受注できる
11	電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設備工事、放送機械設置工事	500万円未満の軽微な工事は、無許可で受注できる
12	造園工事	植栽工事、景石工事、公園設備工事、広場工事等	500万円未満の軽微な工事は、無許可で受注できる
13	建具工事	サッシ取付け工事、シャッター取付け工事、金属・木製建具取付け工事等	500万円未満の軽微な工事は、無許可で受注できる
14	その他工事	解体工事	軽微な工事であっても、解体工事業者登録(建設リサイクル法)が必要
		伐採業務	チェーンソーを用いる伐木の業務特別教育受講が必要(労働安全衛生特別教育等修了証交付)
		除草業務	刈払機(草刈機)取扱作業安全衛生教育受講が必要(安全衛生教育修了証交付)

※天草市水道事業指定工事店及び下水道排水設備指定工事店が施工の指定を受ける工事・修繕は除く。